

経済建設委員会記録

1 日 時 令和6年9月13日(金)

午前10時00分 開会

午前10時54分 閉会

2 場 所 第3委員会室

3 出席委員	委員長 黒田真徳	副委員長 伊藤謙司
	委員 片平恵美	委員 山本健十郎
	委員 藤原雅彦	委員 篠原茂
	委員 伊藤優子	

4 欠席委員なし

5 説明のため出席した者

・副市長	赤尾禎司		
・港務局事務局			
事務局長	山下 武	企画部技術監	岩本 英浩
港湾管理課長	西本吉宏		
・経済部			
部長	藤田清純	総括次長(営業推進監)	鈴木今日子
次長(農林水産課長)	菅裕二	観光物産課長	阿部広昭
農林水産課技幹	川又洋一		
・建設部			
部長	高橋宣行	総括次長(都市計画課長)	町田京三
道路課長	亀井英明	都市計画課技幹	井手義治
都市計画課技幹	庄野仁規	道路課主幹	瀬崎知尋
道路課技幹	黒田雅人		

6 委員外議員

大條雅久

7 議会事務局職員出席者

事務局長 山本知輝 主任 田辺和之

8 本日の会議に付した事件

別紙付託案件表のとおり

9 会議の概要

○ 開 会 午前 10時00分

●黒田委員長：開会挨拶

○ 副市長：挨拶

(1) 付託案件審査

◎港務局関係

◇議案第61号 令和7年度新居浜市一般会計補正予算（第3号）

○西本港湾管理課長：説明

< 質 疑 >

●伊藤優子委員：補修工事はどの程度の期間となるか。

○西本港湾管理課長：工事の施工時期は、11月に工事の入札・契約を予定しており、出水期を避けて来年の3月頃に設置工事を行う予定としている。

●藤原委員：樋門の損傷の原因と状況はどうなっているのか。

○西本港湾管理課長：昭和52年に設置されており、長年の使用により部品等も劣化してきている。今後、開閉動作などに支障をきたす恐れがあるため、補修工事に向けて準備を進めているところである。

●藤原委員：原因は、経年劣化という認識で良いか。

○西本港湾管理課長：その認識で問題ない。

●山本委員：マリンパーク新居浜のマリーナ施設での船舶の係留状況について伺う。

○山下港務局事務局長：保管可能な係留数は、約300弱程度であるが、現在の係留数は、約半分程度の状況である。

* 後刻一括採決

休憩 午前10時06分／ 再開 午前10時07分

◎経済部関係

◇議案第60号 新居浜市観光交流施設設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について

○阿部観光物産課長：説明

< 質 疑 >

●伊藤謙司副委員長：近隣の民間の温浴施設との金額差を考慮しての料金となっているのか。

○阿部観光物産課長：近隣の温浴施設の料金も考慮し、それを超えないように料金設定している。

●伊藤謙司副委員長：民間より安い設定となっているか。

○阿部観光物産課長：安い設定となっている。

●伊藤謙司委員：民間温浴施設には備品としてシャンプーやリンスが設置されているが、別子温泉天空の湯にはそれがない、設置すれば良いという話もあるが、いかがか。

○阿部観光物産課長：マイントピア別子にこの条例改正後について確認したが、現時点ではシャンプーとリンスの設置を復活させる予定はないが、サービスデーのようなものを設け、当該日は入浴料金を割り引くといったようなことを考えていると伺っている。

< 討論 > なし

< 採決 > 全会一致 原案可決

◇議案第61号 令和7年度新居浜市一般会計補正予算（第3号）

○鈴木総括次長（営業推進監）：説明

< 質疑 >

●伊藤優子委員：新規漁業就業者定着促進事業費補助金については以前から行っている事業なのか。

○菅次長（農林水産課長）：新規漁業就業者定着促進事業費補助金は平成29年から開始し、現在も続いている。

●伊藤優子委員：今まで何人が補助金を利用しているか。

○菅次長（農林水産課長）：令和7年度も含めて7名に対して、補助金を交付している。

●伊藤優子委員：その人たちは漁業に定着しているのか。

○菅次長（農林水産課長）：1名が収入的な理由で辞めているが、そのほかの6名は継続している。

●伊藤優子委員：そもそも新居浜市において漁業で生計を立てていけるのか。

○菅次長（農林水産課長）：新規漁業就業者6名も継続しており、基本的には流し網漁業で、サワラやサゴシ、タイなどを獲っている。経営的にもやっていただけていると考えている。

●片平委員：新規漁業就業者定着促進事業費補助金は何人に対する予算となっているのか。

○菅次長（農林水産課長）：新規漁業就業者1名に対する補助金として140万円で、内訳としては県が70万円、市が70万円となっている。

●伊藤謙司副委員長：補助金の用途の指定はあるか。

○菅次長（農林水産課長）：何に使用するかは決まっており、漁業にかかる経費として、漁具の費用や燃料費、消耗品費などが対象となっている。

●伊藤謙司副委員長：何に使用したという確認は行っているのか。

○菅次長（農林水産課長）：確認のうえ、補助金を支出するようにしている。

●篠原委員：農業振興費の担い手総合支援事業費補助金について、どのようなものに対して出しているのか。

○菅次長（農林水産課長）：担い手の認定農業者の機械の導入などに対して補助する事業となる。

●篠原委員：機械を購入することを申請して補助金を交付するということか。

○菅次長（農林水産課長）：今回、里芋毛羽取機及び選別機が1台、自走式ラジコン動噴の2件が各認定農業者から申請が出ている。交付決定後、必要な機械を購入し、補助金を交付している。

●篠原委員：農機具は高価であるため、こういった支援があるのはありがたいことだと思う。

*後刻一括採決

◇請願第7号 外国人による獵銃所持に対し厳格な規制をする条例の制定を求める意見書の提出方について

< 意見・討論 >

●伊藤謙司副委員長：反対の立場で討論する。獵銃の所持は、銃砲刀剣類所持等取締法に基づき、国籍を問わず公安委員会による極めて厳格な審査が課されている。さらに、追加の条例による規制は制度の二重化を招き、行政負担と混乱を生じさせる恐れがある。また、公表拒否は制度の慎重さの表れであると考える。むしろ極めて少數であることが確認されている以上、現行制度の下で適切に管理されていると考えるべきである。国籍のみを理由とする制限は、平等原則や人権尊重の観点から適切ではなく、安全確保には個人の適格性、適性に基づく判断が必要であり、加えて、地域社会の協力や共生を損なう懸念があるとの考えを申し述べ、私の反対討論とする。

●片平委員：同じく反対する。

< 採決 > 賛成するものなく 不採決

休憩 午前10時22分／再開 午前10時24分

◎建設部関係

◇議案第61号 令和7年度新居浜市一般会計補正予算（第3号）

○町田建設部総括次長（都市計画課長）：説明

< 質疑 >

●片平委員：黒島海浜公園の護岸改修には手すりの設置も含まれるのか。

○町田建設部総括次長（都市計画課長）：手すり設置の費用は入っていない。

●伊藤優子委員：道路整備についての要望が市民や議会から多く出ていると思うが、全体でどの程度の予算が必要であり、どの程度消化できているのか。

○亀井道路課長：要望については、事業費も大小様々であり、総額は出してないが、舗装については、要望件数の残りとして現時点で、143件ほどある。

●伊藤優子委員：今年中に年件くらいに対応できるのか。

○亀井道路課長：年間20件から30件程度の要望に対応している状況である。

●山本委員：予算も不足している状況で努力していると思うが、道路整備の現状と、問題の解消について概略を教えてほしい。

○亀井道路課長：道路緊急舗装等事業の1億円が今年からなくなったが、今年新規事業として国の補助金を活用して舗装工事を行う道路舗装等事業（公共）を実施している。今年度は4,500万円の事業費となっており、昨年から5,500万円減っているが、財源にも限りがあるため、要望については、緊急のものは優先するが、それ以外は整備効果や事業費、要望年度などを総合的に判断して対応していかなければならないと考えている。

- 山本委員：143件要望が残っている中で、年間20件から30件に対応することは、対応に長期間を要する。予算も少なくなつて大変だとは思うが、道路舗装は身近に感じるところで、市民からも意見をもらう。市長にも伝えなければならないが、今後はよろしくお願ひする。
- 赤尾副市長：市民の安全確保のためには非常に大事であるため、来年度予算に向けては、財源の捻出を何とかがんばっていきたいと思っている。
- 篠原委員：道路舗装等事業（公共）の対象は市道のみか。国道の整備に市の予算が使われるといったことはないのか。
- 亀井道路課長：新規事業の道路舗装等事業（公共）は国の補助金を活用するもので、市道の幹線道路の舗装について交付金をもらえるものとなっている。国道と県道は対象外となる。
- 藤原委員：路側帯が消えて危ないという声をよく聞く。消えかかっている路側帯の白線のみを引き直すということはこの事業で可能なのか。
- 亀井道路課長：白線復旧のみでも対応できる。

< 討論 >

- 伊藤優子委員：道路課も要望の対応が大変苦しいかと思うが、予算要望については議員も努力して、予算獲得に向けて市長にも言つていきたいと思うため、頑張っていただくことを要望して賛成する。
- < 採決 > 全会一致 原案可決

◇議案第65号 損害賠償の額の決定について

- 亀井道路課長：説明

< 質疑 >

- 篠原委員：損害賠償額の内訳はどのようにになっているのか。
- 亀井道路課長：損害賠償の内訳として、診断書料が5万8,300円、看護料が14万1,900円、通院費が5,871円、休業損害額が2万1,250円、慰謝料が113万667円、物品損害額が5万4,757円となっている。
- 伊藤謙司副委員長：そもそも加工していなければカーブミラーは倒れていないのではないか。新居浜市が全額払うべきなのかという議論はされたのか。これまでの経緯を教えてほしい。
- 亀井道路課長：当該箇所のカーブミラーについては、令和4年12月に点検した際に老朽化を確認しており、更新が必要なカーブミラーと認識していたが、その後更新を新居浜市は行っておらず、転倒事故が発生したことから、新居浜市に管理責任があると考えている。
- 伊藤謙司副委員長：完全に過失は新居浜市にあると認めたということか。
- 亀井道路課長：カーブミラーの加工について調査をしたが、原因者不明で、調査を長引かせても被害者への補償が遅れること、当該カーブミラーは経年劣化による損傷が大きいことが一番の要因と思われるため、市に管理瑕疵があると判断している。
- 藤原委員：誰がカーブミラーに加工したかはわからなかつたということか。
- 亀井道路課長：加工について調査したが、誰がしたかは不明であった。
- 藤原委員：カーブミラーが倒れた後に再度調査した際に、同様のカーブミラーが何か所かあつたと報告を受けたと思うが、当該箇所以外のカーブミラーについても誰が加工したかはわから

ないということか。

○亀井道路課長：事故後に加工カーブミラーについて全数把握の調査と加工者の調査でしたが、誰がしたかはどこも不明であった。

●藤原委員：倒れたもの以外の加工されたカーブミラーについては修理しているのか。

○亀井道路課長：把握できた28基のうち、令和6年度に10基交換し、今年度は5基交換している。

残り13基あるが、より状態の悪いカーブミラーを先に対応している。残りの13基については監視しており、すぐに倒れることないと判断している。

●山本委員：今後こういったことが起こらないように、どうするのか。

○亀井道路課長：事故後の点検や市民からの要望により令和6年度は141基更新している。令和7年度は80基を更新する予定としている。今後の点検については、今年度から5年に1回の自主点検を実施することとしており、年間700基ずつ点検し、5年で3,500基分点検できるように予定している。

●山本委員：点検は建設部で行っているのか。どこかに委託しているのか。

○亀井道路課長：点検方法については現在検討中であるが、今年度は道路課職員で点検するように考えている。

●山本委員：今回のことと契機に今後なるべく同様の事故が発生しないように考えて取り組んでほしい。

●伊藤謙司副委員長：今、お祭り前だが、全国ニュースにもなり、太鼓のために切って加工していることは、市民みんなが知っていると思う。賠償額約165万円で、この話には尾びれがつくと思う。そういった際に、新居浜市の過失であるため、市として適正にこの金額を出していると言えるようにだけはしていただきたいが、いかがか。

○高橋建設部長：ご心配の通りで、昨年、事故が発生した際にもその議論をし、道路課長からも説明したように、今回倒れたカーブミラーは、ミラーそのものがかなり老朽化しており、令和4年に点検を行い、更新をする順番を待っているような状態で倒れてしまった。優先順位を間違えたというところもあり、我々としてはかなり老朽化していたにもかかわらず、そこを後回しにしてしまったというところで、新居浜市に管理瑕疵があることは認めたいと思っている。市内で3,300から3,500ほどの数のカーブミラーがあるが、カーブミラーは道路付属物であり、安全のために必ず付けないといけないものではなく、補助的なものであり、橋梁点検のように法的に決められているものでもない。国の指針的には、点検していかないといけないというはあるが、法的に縛られているものでもないため、どうしてもそれがおざなりになってしまっていたという反省はある。耐用年数10年から15年程度だと思っているため、5年に一度は点検し、老朽化したカーブミラーは更新していくということに努めたいと考えている。

●片平委員：加工したのが誰かがわからないとは言っても、加工したことが大きな原因になっていると思う。市の所有物であるカーブミラーに手を加えられたということで、今回の件は一歩間違えれば命の危険もあり、このような危険なことを市として許さないということを示すためにも、器物損壊として警察の協力を仰ぐといったことはできないのか。また、カーブミラー1基変えるのにいくら予算が必要か教えてほしい。

○高橋建設部長：おっしゃるように器物損壊にあたるのであるのではというところではある。調査をしたが、かなり古くに加工されていたこともあり、特定して犯人を見つけてもらうことは難しいかと考えている。このような加工については、これまでも全く認めていないが、そのような加工がされているという事実もあり、そのことについては我々としては今後も厳しく対応したいと考えている。

○亀井道路課長：カーブミラー1基に約30万円から50万円の費用が必要となる。

< 討論 > なし

< 採決 > 全会一致 原案可決

○閉会 午前10時54分 閉会

経済建設委員長 黒田真徳

経済建設委員会付託案件表

令和7年9月12日

○港務局関係

議案第61号 令和7年度新居浜市一般会計補正予算（第3号）

第1表 歳入歳出予算補正中

歳出 第8款 土木費	ペーペー
第4項 港湾費	5・36・37

○経済部関係

議案第60号 新居浜市観光交流施設設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について

議案第61号 令和7年度新居浜市一般会計補正予算（第3号）

第1表 歳入歳出予算補正中

歳出 第6款 農林水産業費	5・33~35
---------------	---------

請願第 7号 外国人による獵銃所持に対し厳格な規制をする条例の制定を求める意見書の提出
方について

○建設部関係

議案第61号 令和7年度新居浜市一般会計補正予算（第3号）

第1表 歳入歳出予算補正中

歳出 第8款 土木費（第4項 港湾費を除く）	5・35~38
------------------------	---------

議案第65号 損害賠償の額の決定について